

**平成 29 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

| | |
|----------------|--|
| 指定課題 2 | 障害者に対して医療機関に求められる支援についての調査研究 |
| 補助基準額 | 300万円を上限とする。 |
| 指定課題を設定する背景・目的 | <p>障害者差別解消法の施行を受けて、医療関係事業者向けガイドライン等の事業者向けのガイドラインを作成し、障害特性に応じた合理的配慮の具体的事例を示しているが、医療機関を受診するに当たって、聴覚障害者が点滴をする際に手話が利用できず意思疎通ができないといった事例があることが指摘されている。</p> <p>障害者が医療機関を受診する際に生じる困難について、現状、課題を把握し、医療機関に求められる支援について調査研究を行うもの。</p> |
| 想定される事業の手法・内容 | <ul style="list-style-type: none"> ①障害当事者関係団体へのアンケート調査の実施 ②医療関係団体へのアンケート調査の実施 ③医療機関への好事例のヒアリング調査 ④医療機関に求められる障害者への支援に関するパンフレット案を作成 |
| 求める成果物 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記①から③をまとめた報告書 ・ 医療機関に求められる障害者への支援に関するパンフレット案作成 |
| 担当課室/担当者 | 企画課／企画法令係（内線3003、3049） |

平成 29 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

| | |
|----------------|---|
| 指定課題 3 | 障害者の芸術文化活動における支援のあり方に関する調査・研究 |
| 補助基準額 | 300万円を上限とする。 |
| 指定課題を設定する背景・目的 | <p>平成 26 年度から 3 年間、「障害者芸術活動支援モデル事業」を実施し、相談支援や人材育成に関するノウハウのマニュアルを作成することとしているが、知的障害と視覚障害などの重複障害者に対する支援方法など、支援者の働きかけや声かけのあり方が未だ確立されていない領域がある。</p> <p>このため、当該マニュアルを学識経験者等の知見により検証し、未確立な支援方法についての調査・研究を行うことによって、当該マニュアルを補完するための活動支援プログラムを作成することを目的とする。</p> |
| 想定される事業の手法・内容 | <p>「障害者の芸術活動支援モデル事業」でとりまとめたマニュアルについてノウハウの検証を行うとともに、重複障害者への働きかけや声かけのあり方など、現時点では未確立な支援方法についての調査・研究を行い、当該マニュアルを補完するための活動支援プログラムを作成する。</p> |
| 求める成果物 | <p>障害者芸術活動支援プログラムに関する研究報告書を作成し、全国に展開するとともに、平成 29 年度から実施する「障害者芸術文化活動普及支援事業」に活用する。</p> |
| 担当課室/担当者 | 企画課自立支援振興室／社会参加支援係（内線 3071） |

平成 29 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

| | |
|----------------|--|
| 指定課題 4 | 補装具費支給制度における借受け導入に向けた研修等のあり方に関する調査研究 |
| 補助基準額 | 200万円を上限とする。 |
| 指定課題を設定する背景・目的 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 昨年6月に成立した障害者総合支援法の改正法では、補装具費の支給において、購入並びに修理に加え、借受けに係る費用を支給対象とすることとし、また「補装具の借受けによることが適当である場合」に限ることとされている。 ・ 平成28年度の障害者総合福祉推進事業においては、補装具費支給制度における適切な基準額設定、借受けにかかる判断に関する基準並びに障害児への補装具判定等の支援体制のあり方調査研究を行った。 ・ 平成30年4月の円滑な制度施行に向け、関係者が必要とする対応を整理するとともに、市町村や更生相談所等に対して適切な情報提供を行う必要がある。 |
| 想定される事業の手法・内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 本研究を遂行するため、有識者等が参画した検討委員会を設置するものとする。 ・ 平成28年度障害者総合福祉推進事業等、これまでの研究事業の成果物等を参考に、借受けの実施にあたっての課題や問題点を抽出・分析し、効果的な実施のために留意すべき点を検討する。 ・ その結果を踏まえ、市町村において必要な対応等をまとめた手引き書を作成する。 |
| 求める成果物 | 補装具費支給制度において、借受けの実施にあたっての課題や問題点についてまとめた報告書及び市町村において必要な対応をまとめた手引き書 |
| 担当課室/担当者 | 企画課自立支援振興室／福祉用具専門官（内線3089） |

平成 29 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

| | |
|----------------|--|
| 指定課題 5 | 障害者自立支援機器の活用のための支援体制構築の活性化に向けた調査研究 |
| 補助基準額 | 300万円を上限とする。 |
| 指定課題を設定する背景・目的 | <p>ICFの概念にて支援機器の活用は個人の生活機能に影響を及ぼすとされており、障害者の自立や社会参加を促進するにあたって支援機器の活用は重要で、補装具費支給制度や日常生活用具給付等事業による給付も行っているところである。平成 28 年度障害者総合福祉推進事業において、適切な支援機器の活用が障害者の活動の維持・拡大に寄与することが示され、適切な活用を支援するための行政の取り組みとして、リハビリテーション専門職など障害者の生活と支援機器に精通した専門職の配置、相談支援体制の整備、支援機器と生活に関するトータルマネジメントの実施、福祉と医療や教育との連携、積極的な情報発信などが行われていることが明らかとなった。一方で、自治体に対する調査では、情報発信、専門職の配置、自治体職員が相談できる体制、医療との連携などが不十分であることが明らかとなり、地域生活支援事業でも地域における障害者自立支援機器の普及促進に取り組んでいるが低調である。</p> <p>そこで、本調査研究では、自治体や地域の関係者が適切な支援機器の普及に取り組み、障害者が支援機器を活用してより望ましい生活ができる環境を作るための体制構築に向けた課題を明らかにするとともに、自治体や関係機関などの取り組みの活性化に資する手引きを作成することとする。</p> |
| 想定される事業の手法・内容 | <p>障害者の支援機器の活用に向けた支援体制に関して障害福祉および地域医療等の専門職や学識経験者、自治体関係者等で構成する検討委員会を設置のうえ、以下の事業を行い、障害者の地域生活を支援する機器の活用に向けた体制の構築を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 肢体不自由、視覚障害、聴覚障害などさまざまな障害者の支援機器の活用について、障害福祉を主体に医療や教育との連携など地域における普及と活用に向けた取り組みに関する課題を調査研究により明らかにする。 2) 障害者の支援機器の適切な活用に向けて、自治体の障害福祉担当、更生相談所などの専門機関、福祉事業所や医療機関など支援に関わる関係者が支援する時期やステージに応じて行うべき支援機器の助言・選定・適合などのポイントや役割、連携の手法などを明らかにした手引きを作成する。 |
| 求める成果物 | <p>○上記内容を把握・分析しとりまとめ、今後、適切な支援機器の普及と活用に向けて取り組むべき課題を明らかにした報告書。</p> <p>○現状の課題を踏まえ、自治体の障害福祉や更生相談所の担当者、福祉サービス事業所、医療機関等のセラピストなど関係者が障害者の支援機器の利用を適切に促す取組の参考となる手引きの作成と公表。</p> |
| 担当課室/担当者 | 企画課自立支援振興室／福祉工学専門官（内線3088） |

平成 29 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

| | |
|----------------|---|
| 指定課題 6 | 国内外の身体障害者補助犬使用者への対応に関する調査研究 |
| 補助基準額 | 100万円を上限とする。 |
| 指定課題を設定する背景・目的 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会においては、海外から補助犬使用者が多く来日することが想定されている。 ・ また、海外からの身体障害者補助犬使用者を円滑に受入れるためにも、国内における身体障害者補助犬の受入れを推進することが重要である。 ・ 一方、身体障害者補助犬の訓練や認定において、海外から渡航してきた補助犬及びその使用者への対応については、各団体に委ねられており、関係者間で共有されていないという実態がある。 ・ そのため、身体障害者補助犬の種類や特定の訓練手法に片寄らず、横断的な調査分析が必要である。 ・ 平成28年度に厚生労働省が作成した、日本に渡航を希望する海外の補助犬使用者向けのポータルサイトについて、今後、内容の充実や更なる普及促進が求められている。 |
| 想定される事業の手法・内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 本研究を遂行するため、海外の身体障害者補助犬の状況に精通する者、身体障害者補助犬の訓練事業者、指定法人、各身体障害者補助犬に関連のある医師や支援に携わる者等の有識者等から構成される検討委員会を設置するものとする。 ・ 身体障害者補助犬の訓練・認定に関係する者の意見を客観的かつ幅広く聞き取り、日本国内における身体障害者補助犬の受入れにおける課題を調査する。 ・ 海外の補助犬の状況や日本への受入れの課題を横断的に調査し、国内外の身体障害者補助犬に対する理解促進や、海外に向けた情報の普及促進の方策について研究する。 ・ 調査研究の実施にあたっては、当事者の意見を十分聴き取ることとする。 |
| 求める成果物 | 各身体障害者補助犬使用者、訓練・認定に関わる者の意見を反映させた、国内外の身体障害者補助犬の受入の課題、理解促進の方策についての調査研究結果をとりまとめた報告書 |
| 担当課室/担当者 | 企画課自立支援振興室／福祉用具専門官（内線3089） |

平成 29 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

| | |
|----------------|---|
| 指定課題 7 | 視覚障害者が日常生活を送る上で必要な支援に関する調査研究 |
| 補助基準額 | 300万円を上限とする。 |
| 指定課題を設定する背景・目的 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 近年、視覚障害者が鉄道駅ホームでの転落事故等が頻発し、ホームドアの設置や声掛け運動などの安全対策がとられているが、視覚障害者自身が歩行訓練を受けるなどの「自身の安全対策」も一つの方策と考えられる。 ・ しかし、視覚障害者の多くは様々な福祉サービス等に関する情報が伝わっておらず、障害受障後に復職や日常生活を送る上で必要となる歩行訓練や日常生活訓練が十分に受けられていないのが現状。 ・ 途中で視覚障害となった者が孤立（閉じこもりを含む）し日常生活や社会参加にあたり困難を抱える現状について調査を行なったうえで課題を明らかにし、必要な支援に繋げていく情報提供のあり方や眼科などの関係機関との連携のあり方について検討することを目的とする。 |
| 想定される事業の手法・内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 視覚障害者への専門的訓練を行っている支援機関等について、実際に行われている訓練の状況や運営方法等について調査を行う。 ・ 視覚障害者に対する歩行訓練を行う機能訓練事業所について、他制度との棲み分けを整理しつつ、障害福祉サービスとして求められる訓練内容・手法、訓練に係る時間、人材、人員配置などについて、調査・分析を行う。 ・ 上記の状況について調査・分析を行う際、当事者団体や当事者、実施主体（自治体、事業所、支援団体）、学識経験者等で構成する検討委員会を設置する。 |
| 求める成果物 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉サービスの利用に繋がる前の視覚障害者の地域における生活実態、障害福祉サービスとして求められる機能訓練の内容、サービス提供事業所の運営、利用対象者像、利用後の生活実態等について整理したもの。 ・ 現行制度において改善が必要な点がある場合は、その必要性が分かるエビデンスを整理したうえで、改善方法について具体的に検討したもの。 |
| 担当課室/担当者 | <p>企画課自立支援振興室／情報支援専門官（内線3079）</p> <p>障害福祉課／障害福祉専門官（内線3048）</p> |

平成 29 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

| | |
|----------------|---|
| 指定課題 8 | 障害者総合支援法に基づく意思疎通支援事業（要約筆記事業）のあり方に関する研究 |
| 補助基準額 | 200万円を上限とする。 |
| 指定課題を設定する背景・目的 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、要約筆記は、社会福祉事業として位置づけられ、また、障害者総合支援法により実施されている意思疎通支援事業として、福祉施策といった観点での取り組みが行われている。 ・ 近年、めまぐるしく進歩する I C T 技術に対応した提供方法や、障害者差別解消法施行後に合理的配慮の考え方が浸透していくことを踏まえた要約筆記のあり方などについて、教育や雇用、選挙、司法等において求められる情報保障等との関係から、混乱が生じているきらいがある。 ・ そこで、聴覚障害者に対する情報保障のあり方について改めて総合的に検証する必要がでてきたことから、福祉施策と他施策との関係性について整理することを目的とする。 |
| 想定される事業の手法・内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉事業として実施する要約筆記と教育や雇用、司法等の場で求められる情報保障のあり方について検証を行い、障害者総合支援法の意思疎通支援事業（要約筆記事業）のあり方について改めて整理するため、調査研究を行う。 ・ 福祉サービス分野とその他の分野における意思疎通支援等の実態調査 ・ 意向調査や実施状況を把握したうえで、サービス利用の効果、課題等を整理する。 |
| 求める成果物 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 意思疎通が困難な者が必要としている障害福祉サービスは何かを整理し、当該サービスを利用したいが利用できない実態について整理したもの。 ・ 利用が低調な原因について調査・分析を行い、サービス利用の効果、課題等を整理したもの。 |
| 担当課室/担当者 | 企画課自立支援振興室／情報支援専門官（内線 3079） |

平成 29 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

| | |
|----------------|---|
| 指定課題 9 | 成年後見制度の利用実態把握及び法人後見の活用に関する研究 |
| 補助基準額 | 200万円を上限とする。 |
| 指定課題を設定する背景・目的 | <p>障害者総合支援法施行3年後の見直しに基づく、成年後見制度の利用促進策として、適切な後見類型の選択につなげることを目的とした研修の実施が示された。</p> <p>また、成年後見制度利用促進法に基づき閣議決定された成年後見制度利用促進基本計画においては、市町村が専門職による専門的助言等の支援の確保や地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核機関を設置することや、障害者に関する成年後見制度の活用においては、継続性や専門性の観点から、利益相反等への対応を含めた透明性の確保を前提に、法人後見の活用を図っていくこと等が盛り込まれている。</p> <p>今後の利用促進を図るにあたっては、現在成年後見制度を利用している障害者の利用実態を調査し、どのような事情や理由によって成年後見制度の利用に至ったのかを把握し、今後成年後見制度を必要とする者を研修の受講につなげることが必要である。</p> <p>また、社会福祉法人等による法人後見の活用を図るためには、地域における公益的な取組みも含めた法人後見のための手引きを作成し、普及を図ることが必要である。</p> |
| 想定される事業の手法・内容 | <p>有識者等により構成される研究検討委員会を設置した上で、次の調査研究を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定特定相談支援事業所等や市町村を対象にした、障害者の成年後見制度の利用実態及び成年後見制度の利用に至った理由や事情等を把握するための調査（利用実態については、知的障害、精神障害について統計的に有意な数を把握できるよう検討。障害者が成年後見制度の利用が必要となった理由や事情等、背景については、二次調査も行い分析）。 ・社会福祉法人等による法人後見の実施に当たり、利益相反等への対応を含めた透明性の確保策や、社会福祉法人が行う地域における公益的な取組みの活用を含めた法人後見実施のための取組み方法を整理した手引きの作成（民法の専門家の参画を得ることが望ましい）。 |
| 求める成果物 | <ul style="list-style-type: none"> ・在宅、施設入所等における障害者の成年後見制度の利用実態及び成年後見制度の利用に至った理由や事情等に関する調査報告書。 ・社会福祉法人等が法人後見を行う場合の、利益相反等への対応を含めた透明性の確保策や、社会福祉法人が行う地域における公益的な取組みの活用を含めた法人後見実施のための手引きの作成。 |
| 担当課室/担当者 | 障害福祉課地域生活支援推進室／虐待防止対策係（内線3040） |

平成 29 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

| | |
|----------------|--|
| 指定課題 10 | 就労継続支援 A 型・B 型の賃金・工賃の向上に関するモデル事例収集と成功要因の分析に係る調査研究 |
| 補助基準額 | 200 万円を上限とする。 |
| 指定課題を設定する背景・目的 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉サービスにおける就労継続支援の平均賃金・工賃（以下「工賃等」という。）は、A 型は月額 67,795 円、B 型は月額 15,033 円（27 年度）であり、前年度から微増しているが、十分な水準にはない。 ・ 売上、工賃等の高い事業所では、作業の設定や職務の切り出しの工夫、雇用管理の改善、企業等との連携強化等が行われている。 ・ 就労継続支援 A 型・B 型事業所に対して上記のモデル事例を周知することにより、より働きがいのある業務・作業への転換を促進させ、工賃等の向上を図る事業所や各自治体による工賃等向上施策に活用する。 |
| 想定される事業の手法・内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>①「低単価→高単価の経営改善に資する作業の設定や職務の切り出し等の工夫」、②「利用者に対するキャリアプランの策定や責任感の付与等雇用管理の改善」、③「企業や経営者団体等との連携強化」</u>の事例などモデル事例となる根拠を把握するため、例えば、都道府県、政令指定都市、中核市に対して、工賃等の高い就労継続支援 A 型・B 型事業所に関するアンケート調査を行う（同調査を実施する場合、当課から各自治体への調査票のメールによる依頼等、可能な協力を行う）。 ・ 就労継続支援 A 型・B 型の事業者団体に対して、同様のヒアリング調査を行う。 ・ 経営学の学識経験者を含む検討委員会を開催してモデル事例を選定した上で、就労継続支援 A 型・B 型事業所を訪問し、具体的状況や成功要因を把握する。 |
| 求める成果物 | <p>以下の内容を取りまとめた報告書とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>就労継続支援 A 型・B 型事業所において、生産品目、生産性や品質、商品開発、労務単価、作業の受注経路、サービスの質、雇用管理方法等の改善により、工賃等の向上につながっている事例を収集・整理し、成功要因を分析する。</u> ・ <u>就労継続支援 A 型・B 型事業所各 20 所程度の事例を取りまとめ、掲載する。</u>なお、写真の撮影許可を得て、可能な限り視覚的に理解を得やすいものとする。 ・ 各事例は電子ファイル（パワーポイント）による作成も行うものとする。 |
| 担当課室/担当者 | 障害福祉課／就労支援係（内線 3018） |

平成 29 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

| | |
|----------------|--|
| 指定課題 11 | 障害者の住まいに関する調査研究 |
| 補助基準額 | 300万円を上限とする。 |
| 指定課題を設定する背景・目的 | <p>障害者が地域において安心して住み続けるため、暮らしの基本である「住まい」の確保は重要であり、平成 28 年 12 月に開催された「福祉・住宅行政の連携強化のための連絡協議会」においても、引き続き、厚生労働省と国土交通省が連携して障害者等の住まいの確保に取り組むことが確認された。</p> <p>国土交通省では、民間賃貸住宅や空き家を活用した住宅確保要配慮者向け住宅の登録制度等に係る新たな取組（「新たな住宅セーフティネット制度」）が進められている。</p> <p>厚生労働省においては、国土交通省における取組と相まって、障害者の入居やグループホーム等の住まいとしての活用に際しての現状と課題を把握し、障害者の住まいの円滑な確保に資する取組につなげることを目的とする。</p> |
| 想定される事業の手法・内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者本人が民間賃貸住宅等に入居する際の課題（障害者であることを理由とした入居や更新の拒否や連帯保証人の確保等）に関するアンケート又はヒアリング調査 ・ 空き家等を活用してグループホーム等の住まいを整備する際の課題（近隣住民との調整、運営計画の策定等）に関するアンケート又はヒアリング調査 ・ 調査結果の分析を踏まえた、空き家等を活用した円滑な住まいの確保に資するマニュアルの作成 |
| 求める成果物 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の入居やグループホーム等としての活用に際しての現状と課題に関するアンケート又はヒアリング調査結果 ・ 空き家等を活用した円滑な住まいの確保に資するマニュアル |
| 担当課室/担当者 | 障害福祉課／地域移行支援係（内線 3045） |

平成 29 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

| | |
|----------------|---|
| 指定課題 12 | 巡回支援専門員が行うべき専門的支援手法の普及内容と普及方法に関する調査 |
| 補助基準額 | 200万円を上限とする。 |
| 指定課題を設定する背景・目的 | <p>発達障害の早期発見後の支援として、現在は、一般の子育て支援機関、障害児支援事業所、医療機関のリハビリテーション等が対応を行っている。年々、障害児支援事業所を利用するケースは増えているが、事業所の地域偏在、「障害」に対する家族の受け止め方等様々な状況に合わせて、一般の子育て支援機関において専門的支援の提供を行うことも依然として重要である。</p> <p>このような一般的な子育て支援機関を訪問し、専門的な支援についての助言を行う巡回支援専門員（障害者総合支援法に基づく市町村地域生活支援事業を活用）を配置する、自治体が年々増加している。</p> <p>現時点では、この巡回支援専門員が普及すべき支援技術は未確立であり、専門的支援手法の普及内容や普及方法は、それぞれの巡回支援専門員の知見、能力に任されているが、一定の質の確保を念頭に置き、標準的な専門的支援手法の普及内容や普及方法を確立する必要がある。</p> <p>本調査では、巡回支援専門員が助言を行う際の専門的手法について現状をふまえて整理を行い、普及すべき標準的な手法を抽出し、実際の研修等に反映できるテキストを作成することを目的とする。</p> |
| 想定される事業の手法・内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 健診後（診断前）の時期に、一般的な子育て支援機関で行う専門的な支援に関する国内外の文献収集と分析調査を行う。 ・ 巡回支援専門員が一般の子育て支援機関に対して行っている専門的支援手法について、全国から複数（①人口規模、他の支援資源の有無等の地域特性に応じて10程度の自治体、②悉皆調査による平均的な手法の把握ではなく、一定のプログラムを活用し効果検証を行っている取り組み）について現地訪問調査を行う。 ・ 調査により把握された優れた内容のうち、全国への普及が現実的・効果的に実施できると思われるものを抽出し、巡回支援専門員向け研修テキスト、自治体職員向け巡回支援専門員活用マニュアル、子育て支援現場職員向けパンフレットを作成する。 |
| 求める成果物 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 巡回支援専門員の普及すべき専門的支援手法に関する研修テキスト ・ 自治体の体制整備において巡回支援専門員を効果的に活用するためのマニュアル ・ 一般の子育て支援機関職員が、巡回支援専門員の存在を知り、専門的支援手法について関心を向けるためのパンフレット |
| 担当課室/担当者 | 障害福祉課障害児・発達障害者支援室／発達障害者支援係（内線3144） |

平成 29 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

| | |
|----------------|---|
| 指定課題 13 | 盲ろう者の移動支援に係る研修課程の効率的な実施に関する研究 |
| 補助基準額 | 300万円を上限とする。 |
| 指定課題を設定する背景・目的 | <p>視覚障害と聴覚障害を併せ持ついわゆる「盲ろう者」の外出支援には、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業に加え、同行援護の利用が考えられるが、同行援護は、主に視覚のみの障害者を対象としたサービスであり、同行援護従業者養成研修では、盲ろう者とのコミュニケーション技術の習得までは求めていることから、盲ろう者から利用しにくいとの声がある。</p> <p>盲ろう者が同行援護を利用しやすくするためには、盲ろう者向け通訳・介助員が同行援護従業者養成研修を、もしくは、同行援護従業者が盲ろう者向け通訳・介助員養成研修を修了しやすくすることが効果的である。</p> <p>現状の両研修には、それぞれ移動の支援に係るカリキュラムがあるなど、内容が類似する点があることから、両研修を相互に修了しやすくするよう、カリキュラムの整理・見直しを行い、盲ろう者が同行援護を利用しやすくする必要がある。</p> |
| 想定される事業の手法・内容 | <p>盲ろう者向け通訳・介助員養成研修と同行援護従業者養成研修について、一方の研修修了者が、他方の研修を受講するときのカリキュラムの一部免除等の在り方についての提言や、新たなカリキュラムに沿った研修テキストの作成を行う。</p> <p>事業は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 両研修内容の実施実態の把握・検証 ・ 有識者や当事者団体等を交えた検討会の実施 ・ 新しいテキストを活用した研修の実施 <p>等を主として行う。</p> |
| 求める成果物 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 同行援護従業者養成研修及び盲ろう者向け通訳・介助員養成研修の新たなカリキュラム及び相互の研修受講に当たっての免除カリキュラムの提示。 ・ 見直し後の同行援護従業者養成研修のためのテキスト。 ・ 見直し後の盲ろう者向け通訳・介助員養成研修のためのテキスト。 |
| 担当課室/担当者 | 障害福祉課／訪問サービス係（内線3008、3092） |

平成 29 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

| | |
|----------------|--|
| 指定課題 14 | 措置入院中の診療内容の充実に関する調査研究 |
| 補助基準額 | 250万円を上限とする。 |
| 指定課題を設定する背景・目的 | <p>平成 28 年 8 月に設置された「相模原市の障害者支援施設における事件の検証及び再発防止策検討チーム」の報告書において、措置入院者が退院後も切れ目無く必要な医療等の支援を受けられるよう、措置入院中から支援内容の検討や、退院後支援の関係機関役割の確認、調整等が確実に行われることや、措置入院中の診療内容の充実等が求められた。また、措置入院者が退院後の継続的な医療等の支援を確実に受けられ、社会復帰につながる仕組みの整備等を目的とした、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案が、平成 29 年 2 月 28 日に閣議決定された。</p> |
| 想定される事業の手法・内容 | <p>多職種で構成された研修企画委員会を設置し、措置入院患者に対して従来より他職種連携による退院後の継続的な支援を積極的に行っている医療機関等の取組等を参考にしながら、措置入院に係るガイドラインに対応した医療体制整備を行うための、効果的な手法を開発する。</p> <p>(具体的な手法としては、以下の通り)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 複数回の研修企画委員会の開催。 ・ 措置入院に係るガイドラインに関する研修の複数回の実施。 ・ 措置入院に係るガイドラインの効果的な普及に資する研修テキストの開発。 |
| 求める成果物 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域において措置入院に係るガイドラインに関する効果的な研修を行うためのテキスト。 ・ 法人のホームページにおける成果物の公表による全国への展開。 ・ 措置入院者が退院後も切れ目無く必要な医療等の支援を受けられるための、措置入院に係るガイドライン等の普及。 |
| 担当課室/担当者 | 精神・障害課／課長補佐 (内線 3002) |

平成 29 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

| | |
|----------------|---|
| 指定課題 15 | 医療観察法対象者における障害福祉サービスの活用状況の実態把握と受け入れを促進させるための方策に関する研究 |
| 補助基準額 | 250万円を上限とする。 |
| 指定課題を設定する背景・目的 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 法対象者は、精神障害を有していることに加えて、重大な他害行為を行ったという、言わば二重のハンディキャップを背負った障害者である。 ・ そのような障害者に対して医療観察法に基づく地域処遇ガイドラインでは、関係機関が連携して対象者の病状の改善を図り、社会復帰を促進させることとなっているが、重大な他害行為を行ってしまったことから、障害福祉サービス事業者の受け入れが進まず、社会復帰の妨げの大きな要因となっている。 ・ 医療観察法の施行から10年が経過したことを踏まえ、改めて、その実態を正確に把握し、障害福祉サービス事業者に対して法対象者の障害特性等についての理解を深め、受け入れを促進してもらうためのノウハウや普及啓発をしていく必要がある。 |
| 想定される事業の手法・内容 | <p>医療観察法対象者（以下、「法対象者」という。）の社会復帰の一層の促進を図るために、本事業では、法対象者の処遇及び支援を行っている医療・保健・福祉の専門家及び厚生労働省担当課室が参画した検討委員会を設置し、評価・助言を得ながら以下の事業を行うこととする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法対象者の障害福祉サービスの実態調査 <ul style="list-style-type: none"> ・ 法対象者の障害福祉サービス活用状況を把握する。 ・ 法対象者の受け入れが困難な障害福祉サービス事業者の課題を抽出する。 ・ 法対象者を受け入れている障害福祉サービス事業者の受け入れを促進するための工夫を分析する。 2 法対象者を受け入れて支援をするための手引書の作成 <ul style="list-style-type: none"> 1の実態調査結果を踏まえ、障害福祉サービス事業者が新たに法対象者を受け入れて支援をするための手引書を作成する。 3 障害福祉サービス報酬額に応じた障害福祉サービス事業者の受け入れ意向調査 <ul style="list-style-type: none"> 障害福祉サービス事業者が法対象者を受け入れるために必要な支援や体制等について調査する。 |
| 求める成果物 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 法対象者の障害福祉サービス活用に係る基礎統計を含む実態調査報告書 ・ 法対象者を受け入れて支援をするための手引書 ・ 今後の障害福祉サービス報酬改定の検討に活用するための意向調査報告書 |
| 担当課室/担当者 | 精神・障害保健課 医療観察法医療体制整備推進室／室長補佐（内線3095） 医療観察調整官（内線3095） |

平成 29 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

| | |
|----------------|--|
| 指定課題 16 | 長期入院精神障害者の地域移行に向けた病院の構造改革の推進のための具体的方策のあり方に関する研究 |
| 補助基準額 | 350万円を上限とする。 |
| 指定課題を設定する背景・目的 | <p>平成 29 年 2 月に取りまとめられた「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」報告書においては、精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指すとともに、精神病床における長期入院患者数及び地域移行に伴う基盤整備量の目標を明確にした上で障害福祉計画や医療計画に基づく基盤整備を推進することが示されている。</p> <p>また、平成 28 年度診療報酬改定では、集中的な退院支援と精神病床数の適正化に取り組む精神病棟の評価として、地域移行機能強化病棟入院料が新設され、平成 32 年 3 月末までの届出期限となっている。</p> <p>今後、計画的に精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指すにあたっては、長期入院精神障害者の地域移行に向け精神科病院の構造改革の取組をさらに推進させる必要がある。</p> <p>そこで、平成 28 年度障害者総合福祉推進事業「長期入院精神障害者の地域移行に向けた病院の構造改革の推進に関する研究」で示されたガイドライン（以下、「平成 28 年度ガイドライン」とする。）を踏まえ、精神科病院の構造改革に取り組む精神科病院に対し、地域の実情を考慮しながら人的資源を含めた医療資源の効果的な活用を図る具体的方策を示すことが重要となる。</p> <p>本研究課題においては、地域性、病院規模、社会資源等の地域の実情をさらにふまえ、地域移行機能強化病棟入院料を算定する意欲のある精神科病院の戦略の評価を行い、精神科病院が中長期的視点で構造改革を進める上での具体的な基本的プロセスを明らかにすることを目的とする。</p> |
| 想定される事業の手法・内容 | <p>（1）障害保健福祉圏域における保健・医療・福祉関係者による協議の場に病院が参加し（以下、モデル病院）、当該圏域におけるモデル病院と保健、福祉との連携のあり方を示し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築における課題を明確化し、その対応策を検討する。</p> <p>（2）平成 28 年度ガイドラインをもとに、更に当該入院料の届出が推進されるための方策を検討し、基本的プロセスを明らかにするとともに、より実効性のあるガイドラインの作成（もしくは改訂）し、全国への周知・普及を図る。</p> <p>（3）全国の病院管理者及び相談支援事業者を集めたシンポジウムを開催し、地域移行及び病院の構造改革に関する中長期的戦略の具体的好事例の更なる周知を図る。</p> |

| | |
|-----------------|--|
| <p>求める成果物</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築のための保健・医療・福祉関係者による協議の場における医療との連携のあり方について好事例の収集と周知 ・ 地域移行機能強化病棟入院料の届出推進のためのより実効性のあるガイドラインの作成（もしくは改訂）（ガイドラインには、届出のためのプロセスやチェックリストを含むものであること。） ・ 地域移行及び病院の構造改革の具体的好事例を周知するための保健、医療、福祉関係者を対象としたシンポジウムの開催 ・ 法人のホームページにおける成果物（ガイドライン及びシンポジウム資料等を含む）の公表による病院の構造改革に関する中長期的戦略策定ノウハウの全国への普及 |
| <p>担当課室/担当者</p> | <p>精神・障害保健課／地域移行支援専門官（内線3143）</p> |

平成 29 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

| | |
|----------------|--|
| 指定課題 17 | 障害支援区分に係る研修の実施方法及びカリキュラムに関する調査研究 |
| 補助基準額 | 250万円を上限とする。 |
| 指定課題を設定する背景・目的 | <p>障害支援区分については、社会保障審議会障害者部会等において、審査判定実績に地域差が見られる等の指摘や、認定調査員等を対象とした研修の内容等について標準的なものがないとの指摘があった。</p> <p>このような指摘を踏まえ、平成 27 年 12 月に公表された「障害者総合支援法施行 3 年後の見直しについて（社会保障審議会障害者部会報告書）」では、障害支援区分の運用における課題を把握し、必要な改善策を検討するとともに、「全国の都道府県において、認定調査員等を対象に、それぞれの障害特性にも対応した標準的な研修が実施できるよう、国において研修会用の資料を作成する等の方策を講じるべき」とされている。</p> <p>平成 27 年に実施した認定事務に係る実態調査でも、制度の趣旨や運用が審査会委員等に浸透していないと考えられる事例が見られたほか、障害者の特性を踏まえた講義や実践的な研修内容が必要と考えられる実態が把握された。</p> <p>こうした背景をふまえ、障害支援区分の適切な認定を推進するために都道府県等で実施すべき研修のより効果的な実施手法や内容について、調査研究を行うもの。</p> |
| 想定される事業の手法・内容 | <p>(1) 全国の自治体における研修の実施状況を把握するとともに、アンケート調査やヒアリング等を通じて市町村事務局や審査会委員、認定調査員等の研修ニーズを調査する。</p> <p>(2) 障害支援区分に係る有識者等からなる検討会を開催し、(1)の結果及びこれまでに国において実施した調査の結果等も踏まえて、研修の実施手法、効果的・実践的な研修内容について検討を行い、研修を実施する上での実務的なノウハウ（審査会委員等参加者の都合に配慮した開催方法や研修企画委員会の運営方法、取組事例等）をまとめた実施マニュアル及び具体的な研修の内容・手法をまとめた標準カリキュラムを策定する。</p> |
| 求める成果物 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県研修の実態及び研修ニーズの把握 ・ 研修実施マニュアル及び標準カリキュラムの作成と配布 |
| 担当課室/担当者 | 精神・障害保健課／障害支援区分係（内線 3026） |